

総務経済常任委員会報告書

令和5年6月7日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 2 8 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会  
委員長 稲 垣 明 美

記

【所管事務調査事項】

- ・ 町内の経済団体の活動について
- ・ 町内の事業承継の状況について
- ・ 遊休農地を活用した農業振興について
- ・ 七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について
- ・ 特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について

令和5年6月8日、21日、7月13日、8月7日、28日の5日間、委員会を開催した。

【町内の経済団体の活動について】

1. 調査の目的

町内の経済団体の活動について、コロナ禍前後における活動状況を把握するため調査を行った。

## 2. 調査の方法

コロナ禍前及び令和5年度における町内経済団体の活動状況に関する資料の提出を求め、町長、副町長、商工労働観光課長への聴取を行った。

## 3. 町内の経済団体の活動について

町内の経済団体の活動状況として、町内におけるイベントの開催状況を確認した結果、昨今における物価高騰の影響により、イベント開催に係る経費が上昇している状況となっており、ななえ赤松街道納涼祭においては、これまで2日間開催であったのに対し、令和5年度開催では単日での開催となっていることから、これまで行ってきた規模や内容での開催が困難となってきている。

町内の主なイベント開催状況については<表1>の通りである。

<表1> 町内の主なイベント開催状況

年度		ななえ赤松街道納涼祭 (七飯町商工会)	大沼湖水まつり (大沼コンベンション協会)	大沼函館雪と氷の祭典 (大沼コンベンション協会)
2019 (R1)	実施日	7/13, 14	7/27, 28	2/8, 9
	入込数	20,500人	21,000人	13,000人
	補助金額	町2,500千円 道300千円 ※周年事業により町補助金増額、道補助金有り	町3,000千円	町9,210千円 (負担金)
2020 (R2)	中止			
2021 (R3)	実施日	中止	中止	2/12, 13
	入込数			4,000人
	補助金額			町6,034,202円 (負担金)
2022 (R4)	実施日	中止	7/23, 24	2/11, 12
	入込数		30,000人	17,000人
	補助金額		町3,000千円	町9,532千円 (負担金)
2023 (R5)	実施日	7/8	7/29, 30	2月上旬
	入込数	12,000人	未	未
	補助金額	町2,000千円	町3,000千円	町9,532千円 (負担金)

委員会から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑：今後、町として町内イベントに対しどのような方針で取り組んで行くのか。

答弁：コロナ禍明けで3年ぶり4年ぶりに各種イベントが開催されるようになりました。しかし、空白があったことから運営スタッフの確保が困難になったり、低迷する地域経済や物価高の影響で企業からの協賛集めに苦戦していることもお聞きしておりました。そうした中で、各主催団体も創意工夫を凝らし、経費節減に努めて、無事開催されましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

各種イベントの開催は、地域経済の活性化、町民福祉の向上、町の活力を示す地域力でもありまして、そういう魅力のある町には町外の方も関心を持ち、移住定住に繋がるものと考えております。

各種団体からのイベント補助金の要望は例年秋から冬にいただいておりますけれど、令和5年度の予算編成においては、増額要望があった団体もコロナ明けの状況がまだ不透明なことから、補助金額は据え置きとさせていただきました。来年度に向けては、主催団体と十分協議の上、町が協力できるところは、積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、物価の高騰や交通安全指導員の高齢化によって業務の遂行が難しくなってきておりますので、警備の費用も対象経費に含めまして、今後、予算編成に対しては十分に関係各主催者と話し合いをした上で予算提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### 4. まとめ

昨今における物価高騰の状況において、イベント開催に係る支援体制が十分とは言えず、また、支援体制に対する方針や認識が町長と担当課で統一されておらず、一部連携不足が見受けられた。支援体制が十分でなければ、これまで行ってきたイベント内容や開催規模の継続が困難となることが予想される。活気のあるイベント開催によりもたらされる経済活性化や、当町の魅力や活力のあるイメージを町外の方へ与えることで関心を持ってもらい、新たな事業展開や新規事業者を呼び込むことにより、移住定住へも繋がるものと考えことから、イベントに対しては更なる協力が必要であり、イベントを通じた町内の経済団体の活動を後押しし、経済活性化を促進していくことを強く求める。

## 【町内の事業承継の状況について】

### 1. 調査の目的

町内事業者の事業承継の状況について、後継者不足の実態や、事業承継に対する町の取り組み状況を把握するため調査を行った。

### 2. 調査の方法

事業承継が困難となり廃業となった事業者（農業者含む）の状況や、町における事業承継に対する取り組み状況に関する資料の提出を求め、町長、副町長、商工労働観光課長、農林水産課長、農業委員会事務局長への聴取を行った。

### 3. 町内の事業承継の状況について

#### (1) 事業承継が困難となり廃業となった事業者（農業者含む）の状況について

主な町内経済団体加盟の会員における創廃業について確認を行ったが、後継者不足等を要因とした廃業理由については確認ができず、詳細な把握には至らなかった。また、同様に農業者においても離農及び就農の状況については確認できたが、後継者不足等の実態把握には至らなかった。

町内の主な経済団体加盟会員数の推移状況については<表2>、町内農業者の就農及び離農状況については<表3>の通りである。

<表2> 町内の主な経済団体加盟会員数の推移状況

◆七飯町商工会の会員数の推移				
年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
増	8	23	9	16
減	10	15	10	16
主な増減理由	創廃業等	創廃業等	創廃業等	創廃業等
年度末会員数	353	361	360	360
◆一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会の会員数の推移				
年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
増	0	0	0	0
減	4	3	0	2
主な増減理由	事業縮小・廃業	廃業	増減なし	取引減少により
年度末会員数	94	91	91	89

<表3> 町内農業者の就農及び離農状況

年 度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
就農者	0	0	2	0	0
離農者	0	0	3	1	8
増 減	0	0	-1	-1	-8

## (2) 町における事業承継に対する取り組み状況について

町では、商工業をはじめとした事業者の経営相談窓口を設置しており、相談ケースに応じて、金融機関（資金貸付・利子補給）や、商工会へ繋いでおり、事業承継については、支援メニューのある公益財団法人北海道中小企業総合支援センター道南支部と情報共有を行うなど、日頃から各関係機関と連携しサポートを行っている。

農業においては、第三者継承も含め、管内で開催しているイベントを通じて農業に興味を持ってもらう取り組みや、新規就農者の募集を行っており、日頃から各関係機関と相互に連携し、情報共有を図ることで農業者の実態把握に努めている。

委員会から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑：町内事業者（農業者含む）の事業承継について町としての考えは。

答弁：後継者不足で廃業したなどの意向調査は、現状、町としては行っておりませんでした。担当課では、商工業の経営全般についての相談窓口は開設しておりまして、相談のケースに応じて金融機関、商工会、また函館市内にあります公益財団法人北海道中小企業総合支援センター道南支部に繋ぐ形で相談に応じております。現状、役場に相談したケースはありませんでした。特に、中小企業総合支援センターでは、事業承継をサポートする支援メニューとして、個別相談対応・事業承継診断・専門家派遣などを行っておりまして、町として事業者の意向を尊重し、町も窓口として相談に応じる形で今後も関係機関と連携して事業承継についてサポートしてまいりたいと考えております。

農業部門の事業承継におきましては、直系の親族に限らず、農業の第三者承継を視野に入れ、農業を始めるための耕作農地の下限面積が廃止されたことでもありますので、農業を始めるハードルが少し下がったことでもありますし、空いている農地の情報提供を含め、新たに農業を始める新規就農希望相談のワンストップ窓口である農業委員会への相談、面談等の情報を農林水産課と共有しながら農業承継のマッチングに努め、引き続き、函館市内で行っている農業フェア等において、農林水産課、農業委員会、関係団体、各機関等で連携したサポート体制にて、農業に興味を持っていただき、新たに農業を始める方の掘り起こしを行っていきたいと思っております。

#### 4. まとめ

日頃から各関係機関と相互に連携し、情報共有を図っているが、事業承継や後継者不足等に関する事業者の実態把握が全くなされていない状況である。加速する少子高齢化の状況において、それら実態把握がなされていない以上、町として対策を講じることができないことから、速やかに実態把握に向けて取り組んでいくべきであるが、それら手法については、アンケート調査のみならず、事業者へ出向き話を伺うなど、丁寧できめ細かな対応が求められており、詳細な需要把握やニーズの掘り起こしが必要となっている。また、現在は町として目新しい独自の支援策が無い状況のため、今後は他市町村の成功事例や支援策を調査・研究し、特に農業においては、第三者継承も含めた新規就農者等をマッチングを通じ道内外問わず積極的に呼び込み、日頃から農業に意欲のある方が相談しやすい体制や窓口となるよう常に改善や見直しを行いながら、農業を始めやすく、農業に意欲のある方が集まる町になることを強く望む。

#### 【遊休農地を活用した農業振興について】

##### 1. 調査の目的

町内における遊休農地の実態や、農業者の就農及び離農の状況、農業振興に資する政策を把握するため調査を行った。

##### 2. 調査の方法

町内における遊休農地の状況や、農業者の就農及び離農状況、農業振興策に関する資料の提出を求め、町長、副町長、農林水産課長、農業委員会事務局長への聴取を行った。

##### 3. 遊休農地を活用した農業振興について

###### (1) 町内における遊休農地の状況について

遊休農地面積の推移として、過去5年間においては、耕作再開や保全管理等により減少は図られているものの、主な減少理由は農地を非農地化した結果によるものとなっており、非農地化した土地は、保全管理を行わない以上、土地の状態として遊休農地と変わらない状況であることから、保全管理等の課題が継続して残る状況となっている。また、遊休農地となっている土地は、土地利用条件が良くなく、利用する際に支障となる傾向があり、日頃から農地利用を推奨しているが、遊休農地の解消に向けては困難な状況が続いている。

遊休農地の状況については<表4>の通りである。

<表 4> 遊休農地の状況

◆過去5年間における遊休農地の推移（単位：ha）								
区分		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)		
田		26.4	23.9	19.7	8.8	6.0		
畑		33.4	27.8	24.3	10.4	5.9		
計		59.8	51.7	44.0	19.2	11.9		
◆遊休農地解消の内訳（単位：㎡）								
区分		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2018～2022計 (H30～R4)	
耕作再開	田	14,072	5,181	36,741	4,958	0	田	60,952
	畑	9,228	8,737	0	1,619	0	畑	19,584
保全管理	田	1,740	0	5,319	19,211	0	田	26,270
	畑	2,480	0	0	33,276	0	畑	35,756
計	田	15,812	5,181	42,060	24,169	0	田	87,222
	畑	11,708	8,737	0	34,895	0	畑	55,340
	合計	27,520	13,918	42,060	59,064	0	合計	142,562

(2) 農業者の就農及び離農状況について

就農者については、令和2年度に2名が就農し、離農者については、令和2年度から令和4年度にかけて12名が離農しているが、一部農地において作付けを行っている農業者もおり、正確な実態把握は困難な状況となっている。

(3) 町内における農業振興策について

農地利用状況調査や、利用意向調査を通じ、所有者等の農地利用意向の把握を行っており、また、担い手への斡旋による農地の売買や賃貸借により、遊休農地の未然防止や担い手への集積に繋げている。今後は、関係機関と連携し、加工向け品種の試験栽培を予定しており、輪作体系や農業者の高齢化、遊休農地の解消などの課題解決へ繋げていくこととしている。

委員会から町長への質疑と、町長からの答弁は以下のとおりである。

質疑：遊休農地の解消に向けた町としての考えは。

答弁：毎年、農地パトロールにより利用状況調査を実施しておりまして、利用されない農地の所有者に対して、利用意向調査を実施しております。利用意向調査では対象農地を今後どのように利用していくかを調査しております。農地を「売りたい」「貸したい」等の希望があれば、農地の斡旋を登録して遊休

農地の未然防止を図っています。現状、遊休農地となっている農地は土地条件が悪く、農地利用が難しい土地が多く存在しており、現状として農地利用を推奨しておりますが、難しい状況であります。引き続き、遊休農地所有者に対し、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携して農地管理の指導等に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

#### 4. まとめ

遊休農地の解消や、非農地化した土地の管理等も含め、現在、特筆すべき施策の実施には至っておらず、非農地化後の荒地対策を早急を実施すべきである。環境保全の面からも重要な課題として捉え、解決に向けては町全体で取り組んでいくべき課題である。今後は、遊休農地の解消に向けて、新規就農者への町独自の支援体制の充実を図る取り組みを強く求める。

### 【七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について】

#### 1. 調査の目的

七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況を把握するため調査を行った。

#### 2. 調査の方法

七飯町水道ビジョン、七飯町水道事業経営戦略、水道施設の耐震化及び水道管の更新状況、旧耐震基準施設に関する資料等の提出を求め、上下水道課長への聴取を行った。

#### 3. 七飯町水道ビジョン及び七飯町水道事業経営戦略の策定状況について

水道施設の耐震化及び水道管の更新状況については、法定耐用年数(配水管40年、取水設備40年、導水設備50年、浄水及び配水設備60年)以上の年数が経過している施設や設備、管路があり、今後は維持修繕をしながら管路は耐用年数の1.5倍(60年)まで使用する等平準化により、費用負担と施設の効率的な利用を図る計画となっている。なお、水道管については、更新工事により毎年度耐震化率を上げている一方、水道供給の元となる取水施設や配水施設は、今後、施設の耐震診断結果に基づき、必要に応じて耐震補強等を実施することとしている。

建設年次の古い主な水道施設については<表5>の通りである。



<表 5> 建設年次の古い主な水道施設

◆取水施設					
地区名	施設名	建設年次	建設年次から 40 年後	今後の予定	
				時期	内容
七飯地区	第 1 水源	S51	H28	R15 以降	
	第 2 水源	S51	H28	〃	
	第 3 水源	S51	H28	〃	
	第 4 水源	S53	H30	〃	
	第 5 水源	S53	H30	〃	
大沼地区	第 1 水源	S31	H8	〃	
	第 2 水源(予備)	S31	H8	〃	
	第 3 水源	S43	H20	R15 以降	
◆浄水施設					
地区名	施設名	建設年次	建設年次から 60 年後	今後の予定	
				時期	内容
七飯地区	第 1 配水池管理棟	S51	R18	R5	耐震診断他
	第 3 配水池着水井	S53	R20	R8	耐震診断他
◆配水施設					
地区名	施設名	建設年次	建設年次から 60 年後	今後の予定	
				時期	内容
七飯地区	第 1 配水池	S51	R18	R7	耐震診断他
	第 2 配水池	S52	R19	R6	耐震診断他
	第 3 配水池	S53	R20	R6	耐震診断他

#### 4. まとめ

耐用年数を超過している管路が多数あり、漏水率も全国平均、北海道平均より高い状況であることから、毎年度耐震性のある水道管への更新を行っているが、改定前の経営戦略における投資額では管路の更新は年1%程であり、約100年の時間を要す状況となっていた。しかし計画の見直しを図る事で当初の計画通りの更新を実施しようとしている。また、水道施設についても建設から長い年月が経っており、水道供給の元となる取水施設や配水施設等における大地震等の災害発生時の影響が懸念されることから、更新対象を選定する際には、耐用年数のみならず、耐震性を最重点に施設の重要度や給水人口等を総合的に勘案し、優先的に耐震詳細診断や維持改修等を実施する施設の選定を行い、早急な耐震化を図っていく必要がある。

これらの状況とは別に今後見込まれる少子高齢化による給水人口の減少等により、水道料金収入の確保が厳しくなる事が見込まれる事などを踏まえ、水道ビジ

ョンによる水道事業のあるべき姿や経営戦略における投資と財政計画の見直し等を適宜行う事は勿論、町民をはじめとする水道利用者に事業に対する必要性や理解が深まるよう、住民説明等をきめ細かに実施することを強く求める。

### 【特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について】

#### 1. 調査の目的

特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況を把握するため調査を行った。

#### 2. 調査の方法

特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について、これまでの検討内容に関する資料の提出を求め、上下水道課長への聴取を行った。

#### 3. 特環下水道汚水処理施設再構築基本方針策定状況について

大沼下水浄化センターの統廃合に関する基本方針については、これまでいくつかのケースを想定し検討する中で、今後の維持管理や環境への影響、施工性等について比較検討した結果、大沼下水浄化センターを廃止し、(仮称)大沼ポンプ場を設置のうえ、函館湾浄化センターにて汚水処理を行う下水道広域化を図ることが最善の方法であるとしている。また、複数ある検討ケースに対しコスト算定等の詳細な資料精査等を実施した。検討ケース一次選定及び二次選定については、<表6><表7>の通りである。

<表6>検討ケース一次選定

区分	内容			一次選定結果	
集合処理	大沼STP存続	0案	現状維持	二次選定へ	
		1案	大沼STPを下水処理場(フレイブ式オキシデーションディッチ)として更新	二次選定へ	
		2案	大沼STPを下水処理場(極小規模処理施設)として更新	二次選定へ	
		3案	大沼STPの水処理継続・脱水機廃止(函館湾STPで汚泥の広域処理)	不採用	
	大沼STP廃止(ポンプ場化)	4案	森浄化センター(森町)で汚水の広域処理	不採用	
		5案	函館湾STPで汚水の広域処理	大沼STP以外は現状のまま・接続幹線の新設	二次選定へ
		6案		森町内は森町へ移管	二次選定へ
個別処理	浄化槽	7案	下水道事業を廃止し合併処理浄化槽を各戸に設置	不採用	

3案は、大沼STPの汚水処理に係る維持管理が残り、維持管理性の著しい向上が見込めないこと、4案は森浄化センターの処理場余力が小さくかつ函館湾STPより遠く距離があること、7案は費用及び設置場所に関する住民同意が得難いことから、それぞれ不採用となっている。6案については、特環下水道汚水処理施設が建設された当時から、森町赤井川地区の汚水も受け入れている形で大沼下水道浄化センターを整備しているため、現在も当該地区の汚水処理を行っている。

※大沼STP…大沼下水浄化センター

函館湾STP…函館湾浄化センター

プレハブ式オキシゲーションディッチ…オキシゲーションディッチ法の特性を生かし、小規模施設向けにシステムのパッケージ化と部材のプレハブ化（部材を規格化しパーツごとに工場生産したものを現場で組み立てる）を行ったもの

オキシゲーションディッチ…周回水路に下水を注入し、機械攪拌で循環させながら好氣的に処理する方法で、流入下水の量や質の変動の影響を受けにくく、維持管理が容易。

<表7> 検討ケース二次選定

区分		町の維持管理	コスト(百万円/年)	その他	二次選定結果
大沼STP 存続	0案	変わらない	218.0	他案より高額	不採用
	1案	少し減る	152.9	大沼STP 空地に収まる	不採用
大沼STP 廃止 (ポンプ場化)	5案	大きく減る	95.3	他案は処理水が大沼に流入	採用
	6案	大きく減る	109.9	森町赤井川地区に処理場が必要	不採用

※一次選定で残った2案（極小規模処理施設）は、費用面の比較にて1案（プレハブ式オキシゲーションディッチ）よりも高額となり不採用となった。

#### 4. まとめ

特環下水道の経営改善を目的とする汚水処理施設再構築基本方針策定状況に関する報告によると、大沼下水浄化センターの廃止については、令和12（2030）年度とし、函館湾浄化センターにて汚水処理を行う函館湾流域下水道への接続を令和13（2031）年度としている。今後は北海道や構成市町及び函館湾流域下水道事務組合等と継続した連携及び調整を図ることが必要である。また、広域化に必要な財源や管渠のルート、管種や工法等の選定、国道や道道等の道路占有、JRとの協議が必要である事が見込まれており、今後の協議や負担の在り方、事業の進捗に関し、当委員会として今後の動向について推移を注視していくこととする。

以上、委員会報告とする。